

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年4月23日

京都府農林水産技術センター
センター長 蘆田 哲也

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
京都府農林水産技術センター生物資源研究センター及び京都府公立大学法人京都府立大学農学食科学部附属農場設備管理業務
- (2) 業務の仕様
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和6年6月1日から令和9年5月31日まで
- (4) 業務を行う場所
京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字大路74番地
京都府農林水産技術センター生物資源研究センター及び京都府公立大学法人京都府立大学農学食科学部附属農場

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒619-0244
京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字大路74番地
京都府農林水産技術センター生物資源研究センター総務担当
電話番号 (0774) 93-3525
ファクシミリ (0774) 93-3528
- (2) 入札説明会
実施しない。
入札に関する質問については、令和6年5月7日正午までに（1）に示す場所へ質疑書（別紙様式7）をファクシミリにより提出すること。
入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、口頭で答える。

3 入札説明書及び仕様書の入手方法

- (1) 原則として、5の（1）の期間に、ホームページからダウンロードすること。
(2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、5の（1）の期間に、2の（1）の場所へ問い合わせの上、入手すること。

4 入札に参加する者の資格に関する事項

- 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「ビル管理等」一小分類「ビル管理」
- (3) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
- (4) 国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、当施設と同規模以上の設備管理業務受託の実績を、令和元年度以降において1年以上有する者であること。
- (5) 次に掲げる資格職員を常時有していること。
ア 電気主任技術者（第3種以上）
イ 電気工事士（第1種）

- ウ 危険物取扱者乙種第4類又は甲種
- エ ボイラー技士1級又は2級
- オ 消防設備士（第1類、第4類、第5類、第6類、第7類）
- カ 建築物環境衛生管理技術者
- キ 冷凍機械責任者（第3種以上）

5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

入札公告日から令和6年5月7日（火）まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。時間は正午から午後1時までの間を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 提出書類

入札説明書7（3）に記載のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。

郵送により提出する場合は、書留郵便又はこれに準ずる方法で提出期間内に必着のこと。

(4) 提出場所

2の（1）と同じ

(5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月21日（火）午前10時30分

イ 場所

京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字大路74番地

京都府農林水産技術センター生物資源研究センター 本館1階講堂

(2) 入札方法

持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

（5）入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状のない代理人による入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為を行った者又はその疑いのある者の行った入札

キ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札を行った者の行った入札

ケ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札を行った者の行った入札

コ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

(8) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

ウ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(9) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。

イ 当初入札において、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札参加者は（2）から（7）までの方法により再度入札を行うものとする。

エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

11 契約書の作成の要否
要する。

12 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

13 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

14 その他
(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。